山口県手話言語条例検討委員会設置要綱

平30障害者支援第726号 平成30年(2018年)9月26日

(設置目的)

第1条 手話が言語であるとの認識を広く県民に普及し、手話が使いやすい社会を整備するための基本理念等を定めた条例(以下「条例」という。)の制定に向けて、障害者の視点を踏まえ、関係者による専門的な見地からの検討を行うことを目的に、山口県手話言語条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 条例に盛り込むべき項目や内容に関すること
 - (2) 手話の普及のために必要な取組に関すること
 - (3) その他必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、障害福祉施策に関し専門性を有する学識経験者、障害者団体、福祉関係団体、市町障害福祉担当課から選任する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総務する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(運営)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めてその意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部障害者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。